

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	測量標識移転の承諾
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	新住宅市街地開発法第 34 条の 2 第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	新住宅市街地開発法第 34 条の 2 新住宅市街地開発法施行規則第 21 条の 2
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、表示杭に測量の目的及び新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者の名称を表示した標識を設けることができる。</p> <p>(2) 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	現施行中事業地内での事業実施の同意（法人）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	新住宅市街地開発法第 36 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	新住宅市街地開発法第 36 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 現に施行されている新住宅市街地開発事業の事業地となっている区域については、その施行者の同意を得なければ、その施行者以外の者は、新住宅市街地開発事業を施行することができない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日